

補償と福祉事業の内容と請求手続

補償・福祉事業を受けようとする者は、事前に補償請求書又は福祉事業申請書を提出しなければなりません。

補 償.....法に基づき被災職員等の権利としてその請求により支給されます。

福祉事業.....基金が独自に被災職員の福祉のために実施する制度であり、いわゆる付加給付です。

補償・福祉事業の種類

	補 償	福 祉 事 業
療 養 期 間 中	療養補償 休業補償 傷病補償年金 介護補償	休業援護金 傷病特別支給金 傷病特別給付金 奨学援護金 就労保育援護金
障害が残った 場 合	障害補償年金 (障害補償年金前払一時金) 障害補償一時金 障害補償年金差額一時金 介護補償	障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金 障害差額特別給付金 外科後処置 リハビリテーション 補装具 アフターケア 奨学援護金 就労保育援護金
死亡した場合	遺族補償年金 (遺族補償年金前払一時金) 遺族補償一時金 葬祭補償	遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 奨学援護金 就労保育援護金
	未支給の補償	未支給の福祉事業